

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事名称 共同調理場洗浄・コンテナ室空調設備設置 工事

Ⅱ. 工事概要

1. 総合発注の有無 本工事は、以下の工事を含む。(詳細は、図面参照のこと)

- ・ 建築工事
- ・ 機械設備工事
- ・

2. 工事場所 福岡県筑紫野市

3. 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(㎡)	防火対象物の種別	備考
共同調理場	鉄骨造	2階建て			

4. 工事種目 (○印を付けたものを適用する)

工事種目	建物別		工事種別		
				屋外	備考
・ 電 灯 設 備		一式	一式	一式	
○ 動 力 設 備		新設一式	一式	一式	
・ 避 雷 設 備		一式	一式	一式	
・ 受 変 電 設 備		一式	一式	一式	
・ 静 止 形 電 源 設 備		一式	一式	一式	
・ 発 電 設 備		一式	一式	一式	
・ 構内情報通信網設備		一式	一式	一式	
・ 構内交換設備		一式	一式	一式	
・ 情報表示設備		一式	一式	一式	
・ 映像・音響設備		一式	一式	一式	
・ 拡 声 設 備		一式	一式	一式	
・ 誘 導 支 援 設 備		一式	一式	一式	
・ 呼 出 し 設 備		一式	一式	一式	
・ テレビ共同受信設備		一式	一式	一式	
・ 防 犯 設 備		一式	一式	一式	
・ 自動火災報知設備		一式	一式	一式	
・ 中央監視制御設備		一式	一式	一式	
・ 遠 隔 量 水 器 設 備		一式	一式	一式	
・ デマンド監視・制御設備		一式	一式	一式	
・ 太陽光発電設備		一式	一式	一式	
・ 電気時計設備		一式	一式	一式	
・ 構内配電線路		一式	一式	一式	
・ 構内通信線路		一式	一式	一式	

Ⅲ. 工事仕様

1 適用仕様等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による。

- 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年版)」 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修

年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。

ただし、改定内容で発注仕様の変更又は工事価格の変更が生じる場合は、県担当者で協議すること。

2 補足基準等

適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による。

- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
- 「建築工事標準詳細図(建築工事編 令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
- 「電気設備工事監理指針(令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「機械設備工事監理指針(令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「建築工事監理指針(令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「建築改修工事監理指針(令和4年版)」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」 独立行政法人 建築研究所監修
- 「建築工事安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
- 「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
- 「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局(環境省アスベスト飛散防止対策研究会)
- 「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集

年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。

ただし、改定内容で発注仕様の変更、又は工事価格の変更が生じる場合は、市担当者で協議すること。

3 特記仕様

- 項目は、○印のついたものを適用する。
- 特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
① 機 材	この工事に使用する機材は、監督職員の承認を受ける。 なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。 また、機材の選定に当たっては、グリーン購入法に適合したものを優先すること。
② 電 気 工 作 物	・ 一般用電気工作物

27. 接地種

強電配線・弱電配線・その他配管等について、定められた離隔を考慮すること。

多条敷設により埋設管同士を密着させる場合は、「JIS C 3653(附属書含む)」及び「電気設備に関する

技術基準も定める省令」における関連事項に適合した資材の使用、及び施工を行うこと。

また、電線相互の接近により誘導障害が生じるおそれがある場合は、多条敷設は行わないこと。

接地種の材料は下表による。接地種の近くに接地種埋設種90×140×1.5t(黄銅製・刻印)

を設置すること。なお、接地棒 EB(14)φの長さは1,500mm以上とし、10φ・14φは、

W=40として差し支えない。

接 地 の 種 別	記 号	接地抵抗値	接 地 種
共 同	E _{A-C-D}	Ω以下	
共 同	E _{A-D}	Ω以下	
A 種	E _A	10Ω以下	
B 種	E _B	Ω以下	
C 種	E _C	10Ω以下	
D 種	E _D	100Ω以下	EB(14)φ×1(L≧1,500mm)
避 雷 設 備	E _L	10Ω以下	
高 圧 避 雷 器	E _{UH}	10Ω以下	
低 圧 避 雷 器	E _{UL}	10Ω以下	
交 換 機 用	E _I	10Ω以下	
通 信 用	E _{AI}	10Ω以下	
通 信 用	E _{CI}	100Ω以下	EB(10)φ×1(L≧1,500mm)
測 定 用	E _O		EB(10)φ×1(L≧1,500mm)

避雷設備の接地抵抗値は、総合抵抗とし、

本工事における構内交換設備の工事範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 構内交換装置
- ・ 電話機取付け (台)
- ・ 配管配線まで本工事
- ・ 配管のみ本工事
- ・ 配線のみ本工事

電話機1台につき次のものを見込む。

・ T1VF(T1VE)	0.65-2C	m	・ EM-T1EE(T1EE)	0.65-2C	m
・ EBT	0.4-2P	m	・ EM-BT1EE	0.4-2P	m
・ 2号ワイヤプロテクタ	m				

本工事における構内情報通信網設備の工事範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 構内情報通信網装置
- ・ ネットワーク管理装置
- ・ 配管配線まで本工事
- ・ 配管のみ本工事

・ 幹線LAN:赤色 ・ 認証ネットワーク:指定なし ・ その他:指定なし

拡声装置において、増幅器などの入出力線と配線との接続は、コネクタなどを取付けて行う

こと。

自動火災報知設備において、感知器が作動した場合に受信機及び連動制御機と連動して空調

機並びに送排風機を停止させる。

・ 単 独 (・ 自立形 ・ 壁掛形)

受 信 機

・ 液化石油ガス用 ・ 都市ガス用

検 知 器

・ 配管のみ本工事 ・ 機器取付調整まで本工事

駆体貫通箇所においては探査機を使用し、コンクリート内配筋を避け貫通すること。

発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。

用途別に「高圧」「電気」「弱電」の刻印をすること。

・ マンホール

・ ハンドホール蓋

屋外に設置するものには、事前に水抜き穴を設けること。

40. プルボックス

④ 建築副産物の処理について

資源の有効利用・環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発

生抑制・再利用・適正処理を推進する。

現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別保管場所

を設置し集積すること。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律」・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほ

か、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。

工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事竣工時に「建設副産物処理結果報

告書」(共に添付書類を含む)を提出すること。

指定副産物(原則として、再資源化施設へ持込むもの)	その他の副産物
○がれき類 (コンクリート塊) (75kg以下コンクリート塊)	・ 廃 プ ラ ス チ ッ ク ・ ガラス・陶磁器くず ・ 廃 石 こ う ボ ー ド ・ 木 く ず ・ 建 設 発 生 土 ・ 汚 泥

特別管理産業廃棄物

・ 廃 石 綿 等

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省大気保全局)に従い、収集・運

搬・処分を行うこと。

・ 廃 P C B 等

「電気事業法:電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關す

る特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設

管理者に引き渡すこと。

参考受入場所は、現場説明書による。

処 理 内 容	備 考
現場内における分別	
現場内分別保管場所の設置	
現場内分別保管場所までの運搬	
分別保管場所からの積み込み・運搬・処分	
「建設副産物の処理計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要

・ 廃蛍光灯および廃水銀灯は、水銀使用製品産業廃棄物として処理すること。

・ 停電を伴う工事は、施設管理者と事前協議を十分した上で実施すること。

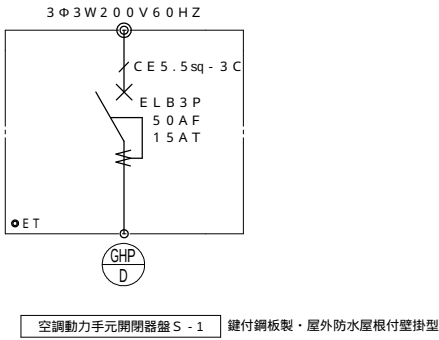
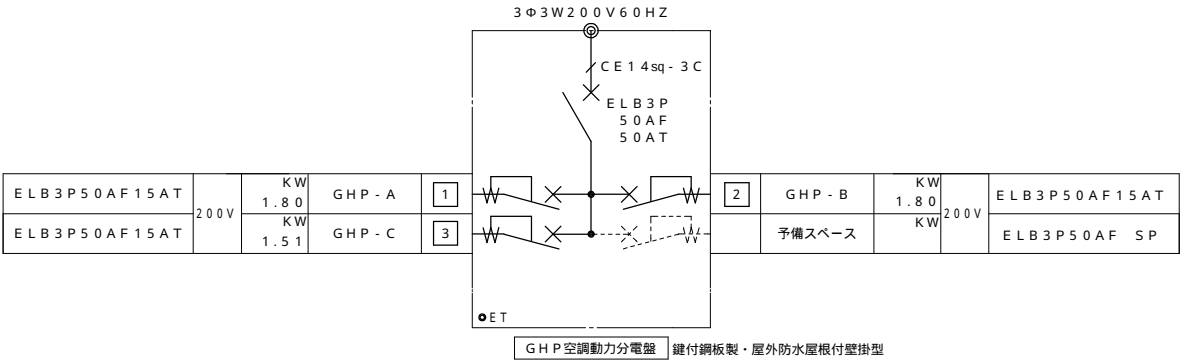
○ 施工の際は、分電盤対象回路を遮断すること。

・ 建築足場等により、自動点滅器が影に入る場合は、必要に応じて仮設措置を行うこと。

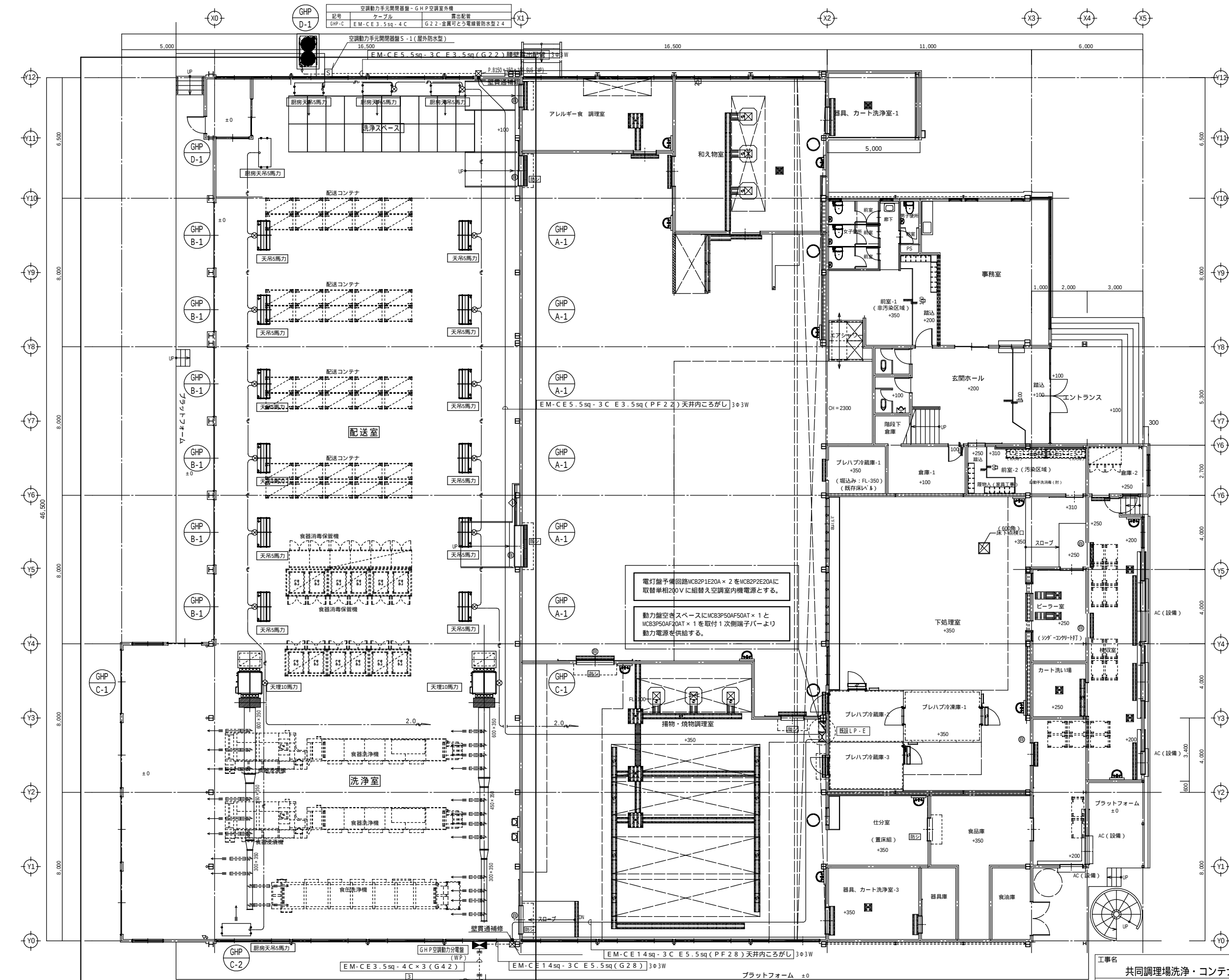
・ 本工事は、週休2日促進工事対象である。(詳細は現場説明書による。)

・ 入札時積算数量書活用方式対象工事である。

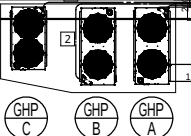
工事名 共同調理場洗浄・コンテナ室空調設備設置工事		図面番号 E - 0 1
図面名 特記仕様書		入 江 建 築 計 画 工 房
SCALE NO SCALE		1級建築士 第181064号 入江 恒俊
2024年 7月		筑紫野市二日市中央5丁目3-16法務セナビル3F



工事名 共同調理場洗浄・コンテナ室空調設備設置工事		図面番号 E - 0 2
図面名 動力分電盤結線図		入 江 建 築 計 画 工 房 1級建築士 第181064号 入江 恒俊 筑紫野市二日市中央5丁目3-16法務ビル3F
SCALE NO SCALE		
2024年 7月		



図中特記なき配線は下記による。	
—/—	EM-EFF2.0-3C.1Cアース
—/—	EM-EFF2.0-3C.1Cアース



GHP空調動力盤 - GHP空調室外機			
図番	記号	ケーブル	増設配管
1	GHP-A	EM-CE3.5sq-4C	FEP30
2	GHP-B	EM-CE3.5sq-4C	FEP30
3	GHP-C	EM-CE3.5sq-4C	FEP30

工事名 共同調理場洗浄・コンテナ室空調設備設置工事		図面番号 E - 0 3
図面名 共同調理場洗浄・コンテナ室 空調電源設備 平面図		入江建築計画工房
SCALE A1: S=1/100 A3: S=1/200		1級建築士 第181064号 入江 恒俊
2024年 7月		筑紫野市二日市中央5丁目3-16法務ビル3F